



はじめに

茨城県は、広大な関東平野の一部をなし、霞ヶ浦・北浦などの湖沼や利根川などに代表される河川、筑波山や八溝山などの緑の山野、190kmにも及ぶ長い海岸線などにより、変化に富んだ良好な自然環境が形成されています。

また、本県は地理的位置から、南方系植物にとっては北限、北方系植物にとっては南限となるものも多く、多種多様な植物が生育する特徴のある植物相が形成されています。

野生生物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、私たち人間の豊かな生活に欠くことのできないものですが、開発や森林の伐採、里地里山の手入れ不足や乱獲、さらには地球温暖化などにより、絶滅が心配される種も多く見られるようになってきました。

このような中、本県では、平成9年3月に茨城県版レッドデータブックである「茨城における絶滅のおそれのある野生生物〈植物編〉」を作成するとともに、平成16年3月には「茨城県希少野生動植物保護指針」を策定し、野生生物の保護や生育環境の保全に努めてきたところです。また、国におきましても、平成20年に生物多様性基本法が施行され、生物多様性国家戦略の見直しが行われるなど、近年、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性はますます高まっております。

このため、本県では、県内の野生植物の現状を的確に把握し、一層の保護対策を進めていくため、「茨城の絶滅のおそれのある野生植物種見直し検討委員会」において評価・検討を行い、この度、新たなレッドデータブックとしてとりまとめました。

人と自然との共生を図りながら、豊かな生物多様性の恵みを享受し、次の世代に引き継いでいくことは、私たちの果たすべき重要な責務であります。

多くの県民の皆様にご覧いただき、県内の希少野生植物の現状やその保全の大切さについて理解を深めていただくとともに、生物多様性保全に向けた基礎資料として広くご活用いただければ幸いです。

平成25年3月

茨城県知事 橋本 昌